

## 保険料の減免制度

次のような理由で保険料の納付が難しい方は、保険料の徴収猶予や減免を受けられる場合があります。

- 災害で、住宅や家財に著しい損害を受けた場合
- 世帯主の死亡や失業などで、収入が著しく減少した場合

## 後期高齢者医療保険料に関するお問い合わせ先一覧

市区町村	担当部署名	電話番号	市区町村	担当部署名	電話番号
仙台市	青葉区 保険年金課	022-225-7211(代)	蔵王町 町民税務課	0224-33-3001	
	宮城総合支所 保険年金課	022-392-2111(代)	七ヶ宿町 町民税務課	0224-37-2114	
	宮城野区 保険年金課	022-291-2111(代)	大河原町 健康推進課	0224-51-8623	
	若林区 保険年金課	022-282-1111(代)	村田町 税務課	0224-83-6403	
	太白区 保険年金課	022-247-1111(代)	柴田町 健康推進課	0224-55-2114	
	秋保総合支所 保健福祉課	022-399-2111(代)	川崎町 保健福祉課	0224-84-6008	
	泉区 保険年金課	022-372-3111(代)	丸森町 町民税務課	0224-72-2116	
	保険年金課	022-261-1111(代)	亘理町 健康推進課	0223-34-0501	
石巻市 保険年金課	0225-95-1111(代)	山元町 保健福祉課	0223-37-1113		
塩竈市 保険年金課	022-355-6519	松島町 町民福祉課	022-354-5705		
気仙沼市 保険年金課	0226-22-6600(代)	七ヶ浜町 税務課	022-357-7452		
白石市 税務課	0224-22-1313	利府町 税務課	022-767-2117		
名取市 保険年金課	022-724-7105	大和町 税務課	022-345-1116		
角田市 税務課	0224-63-2114	大郷町 税務課	022-359-5505		
多賀城市 国保年金課	022-368-1141(代)	大衡村 税務課	022-341-8513		
岩沼市 市民・税務課	0223-23-0291	色麻町 町民生活課	0229-65-2156		
登米市 税務課	0220-22-2163	加美町 保健福祉課	0229-63-7872		
栗原市 健康推進課	0228-22-0370	涌谷町 税務課	0229-43-2114		
東松島市 税務課	0225-82-1111(代)	美里町 町民生活課	0229-33-2114		
大崎市 税務課	0229-23-5147	女川町 税務課	0225-54-3131(代)		
富谷市 税務課	022-358-3164	南三陸町 町民税務課	0226-46-1372		

宮城県後期高齢者医療広域連合 電話 022-266-1021 FAX 022-266-1031  
〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目2-3

# 後期高齢者医療保険料のお知らせ

## 保険料の決まり方

保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じた「所得割額」を合計して個人ごとに賦課され、一人一人に納めていただきます。均等割額と所得割率は、2年ごとに見直され、都道府県ごとに決められます。

年度途中から加入した場合は、加入月分から計算され、年度途中で資格を喪失した場合の喪失月分は計算されません。



## 令和5年度 保険料の計算方法

$$\begin{array}{l} \text{年間保険料額} \\ \text{(限度額66万円)} \\ \text{※100円未満切捨て} \end{array} = \begin{array}{l} \text{均等割額} \\ \text{1人当たり} \\ \text{44,640円} \end{array} + \begin{array}{l} \text{所得割額} \\ \text{賦課の} \\ \text{もととなる} \\ \text{所得} \text{注} \times \text{所得割率} \\ \text{8.62\%} \end{array}$$

注 「賦課のもととなる所得」とは、前年の総所得金額、山林所得金額、他の所得と区分して計算される所得の金額(退職所得以外の分離課税の所得金額、土地・建物や株式等の譲渡所得などで特別控除後の金額)の合計から、基礎控除額(最大43万円)を控除した額です(ただし、繰越純損失額は控除されませんが、繰越雑損失額は控除されません。)

### ●「収入」と「所得」の違い

**収入** 所得税法上の収入金額(一括して受け取る退職所得に係る収入金額を除く。)で、必要経費(公的年金等控除額や給与所得控除額等)を引く前の金額。

**所得** 収入から必要経費を引いた金額(保険料の計算には、社会保険料控除、配偶者控除、扶養控除、医療費控除などの所得控除は適用されません。)

## 公的年金等所得額の計算方法(65歳以上の方)

公的年金等とは、国民年金、厚生年金、共済年金、恩給(普通恩給、一時恩給)などです。遺族年金、障害年金、増加恩給は対象になりません。

65歳以上で公的年金等の所得額以外の合計所得金額が1,000万円以下の場合	
公的年金等収入額(年額)	公的年金等所得額
110万円以下	0円
110万円超～330万円未満	公的年金等収入額-110万円
330万円以上～410万円未満	公的年金等収入額×0.75-27万5千円
410万円以上～770万円未満	公的年金等収入額×0.85-68万5千円
770万円以上～1,000万円未満	公的年金等収入額×0.95-145万5千円
1,000万円以上	公的年金等収入額-195万5千円

例) 公的年金等収入額が180万円の場合 [計算式] 180万円-110万円=70万円

宮城県後期高齢者医療広域連合

## 保険料の軽減制度

### ■ 所得の少ない方への均等割額の軽減

世帯の所得状況に応じて「均等割額」が軽減されます。軽減割合は、**同一世帯内の被保険者および世帯主(被保険者でない方も含む。)**の所得の合計額により判定されます。

#### ● 均等割額の軽減対象判定基準

均等割額軽減割合	同一世帯内の被保険者および世帯主の所得の合計額	軽減後の均等割額
7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等(※)の数-1)以下の世帯	13,392円
5割軽減	43万円+29万円×世帯の被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	22,320円
2割軽減	43万円+53万5千円×世帯の被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	35,712円

※給与所得者等とは、①一定額(55万円)を超える給与収入がある方、②一定額(65歳未満は60万円、65歳以上は125万円)を超える公的年金収入があり給与所得がない方です。

#### ● 均等割額の軽減判定時に使用される公的年金等所得額の算出方法(65歳以上の方)

$$\text{軽減判定時の公的年金等所得} = \text{公的年金等所得額} - \text{特別控除額15万円}$$

#### ● 均等割額の軽減を判定する際の注意事項

- 軽減判定の基準日は毎年4月1日です。年度途中で資格を取得した場合は資格取得日が基準日です。
- 土地譲渡所得などの特別控除がある場合は、特別控除前の金額で判定されます(所得割額計算の際は、土地譲渡所得などの特別控除後の金額で算定されます。)
- 専従者控除(給与)額について、事業主として専従者給与を支払った額は事業主の所得に含まれ、専従者給与を受け取った人の所得には含まれない金額で判定されます。
- 繰越純損失額および繰越雑損失額は、均等割額の軽減判定で控除対象となります。

### ■ 会社の健康保険などの被扶養者であった方への軽減

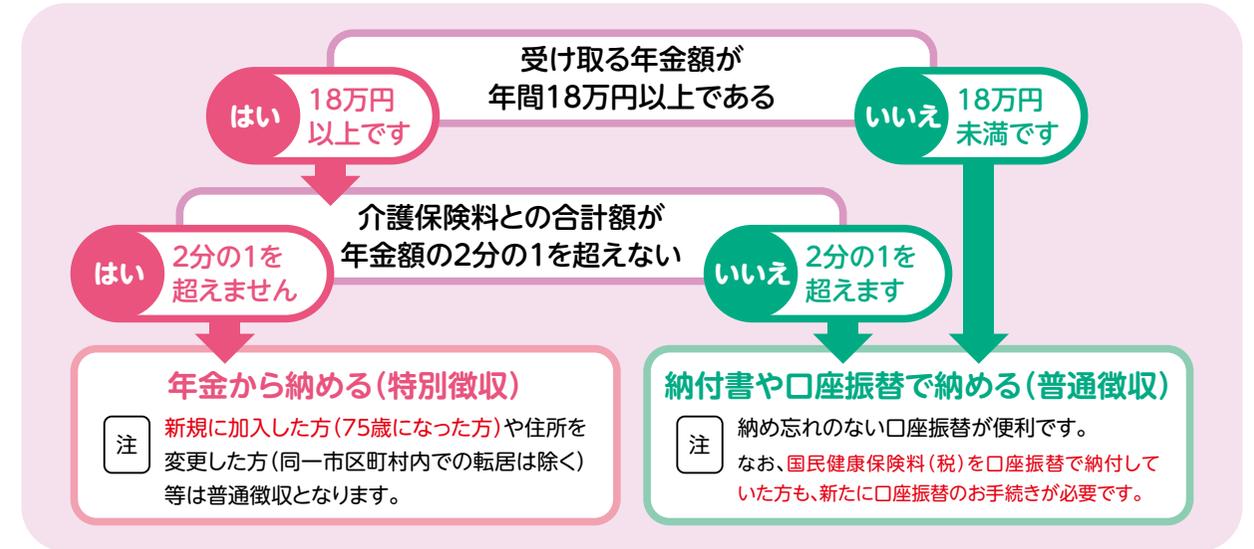
後期高齢者医療制度加入前日において、会社の健康保険(国民健康保険、国民健康保険組合は除く。)などの被扶養者であった方は、次のとおり保険料額が軽減されます。

軽減割合	
所得割	当面の間、負担なし
均等割	加入から2年を経過する月まで5割軽減

- 低所得による均等割額軽減の対象となる方は、軽減割合の高い方が優先されます。
- 被扶養者軽減の終了後は、均等割額の軽減対象判定基準に基づいた軽減を受けることができます。

## 保険料の納め方

保険料の納付方法は、年金からの差引きで納めていただく「特別徴収」と、口座振替や納付書で納めていただく「普通徴収」があります。原則は「特別徴収」ですが、**資格を取得してからの一定期間や年金の受給状況などによっては、「普通徴収」となる場合があります。**



### ■ 年金から納める(特別徴収)

受給している年金が年額18万円以上で、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えない場合は、年金から保険料が差し引かれます。

4月[1期]	6月[2期]	8月[3期]	10月[4期]	12月[5期]	2月[6期]
仮徴収			本徴収		
当年度の年間保険料額が確定していないため、直近2月に特別徴収された額と同じ額を納めていただきます。			確定した年間保険料額から仮徴収分を差し引いた額を、3回に分けて納めていただきます。		

※介護保険料を普通徴収で納めている場合、年度の途中で後期高齢者医療保険の資格を取得した場合、住所を変更した場合(同一市区町村内の転居は除く)などは、特別徴収にならないことがあります。

※ご希望により、納付方法を口座振替に変更することができます。手続方法は、お住まいの市区町村の担当窓口へお問い合わせください。

### ■ 納付書や口座振替で納める(普通徴収)

特別徴収とならない方は、市区町村から送付される納付書や口座振替で、7月～3月の年9回に分けて納めていただきます。

納付月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
期別	[1期]	[2期]	[3期]	[4期]	[5期]	[6期]	[7期]	[8期]	[9期]

※国民健康保険料(税)を口座振替で納めていた方も、あらためて手続が必要となります。

### ■ 口座振替をおすすめします

普通徴収の方には、保険料の納め忘れがない口座振替をおすすめします。お手続きについては、お住まいの市区町村の担当窓口へお問い合わせください。